

# 「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正（案）の概要について

令和6年1月

こども未来部保育課

## 1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準府令」という。）の一部改正に伴い、川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

## 2 内容

### （1）基準府令の改正概要

- ・ 施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。
- ・ 磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとするものです。

### （2）基準条例の一部改正について

改正をしようとする基準は参酌すべき基準であるため、地域の実情に応じて府令と異なる内容を定めることも可能とされていますが、当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから、基準府令どおり改正する案としています。

## 3 施行期日

一部を除き、公布の日を予定としています。

## 4 効果

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の適正な運営に資することができます。